

名古屋市建築基準法等施行細則及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第85号

名古屋市建築基準法等施行細則及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則

(名古屋市建築基準法等施行細則の一部改正)

第 1 条 名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

第 5 条第 3 項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

第 7 条中「市役所の掲示場に掲示して」を「名古屋市公報に掲載して」に改める。

第18条の 4 中「市役所の掲示場に掲示して」を「名古屋市公報に掲載して」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、急施を要するとき又は災害その他特別の事由により名古屋市公報に掲載することができないときは、市役所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

第26条中「市役所の掲示場に掲示して」を「名古屋市公報に掲載して」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、急施を要するとき又は災害その他特別の事由により名古屋市公報に掲載することができないときは、市役所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

別記第7号様式中

「		を	「		に
駐車場整備地区	内・外		駐車場整備地区	内・外	
指 定 地 区	内・外	」			」

改める。

（建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部改正）

第2条 建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「市役所の掲示場その他適当な場所に掲示して」を「名古屋市公報に掲載して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、急施を要するとき又は災害その他特別の事由により名古屋市公報に掲載することができないときは、市役所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

第15条第2項中「市役所の掲示場その他適当な場所に掲示して」を「名古屋市公報に掲載して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、急施を要するとき又は災害その他特別の事由により名古屋市公報に掲載することができないときは、市役所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中名古屋市建築基準法等施行細則別記第7号様式の改正規定並び

に次項及び附則第 3 項の規定 公布の日

- (2) 第 1 条中名古屋市建築基準法等施行細則第 4 条第 2 項及び第 5 条第 3 項の改正規定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日

（経過措置）

- 2 前項第 1 号に掲げる規定の施行の日前に現に第 1 条の規定による改正前の名古屋市建築基準法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている調書は、同条の規定による改正後の名古屋市建築基準法等施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日前に現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。